

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会について

1 設置目的

広域連合の運営に関する重要事項を調査，審議し，意見を述べるために設置された広域連合長の諮問機関である（広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例）。

2 組織

「学識経験のある者」「医療機関等関係者」「医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者」のうちから広域連合長が委嘱した 15 人（任期 2 年）で構成されている。

3 今回の主な開催目的

広島県後期高齢者医療広域連合における平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率の設定について，意見を聴くため。

平成25年11月12日 第1回
広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会

【諮問事項 1】

平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を高齢者の保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしている。

保険料を算出するための保険料率（均等割額と所得割率）は、各広域連合が定めることとされており、2年ごとに見直しを行うことが、「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められている。



このため、現在の保険料率の適用は今年度限りとなり、平成26年度及び平成27年度の新保険料率（均等割額と所得割率）を今年度内に設定する必要がある。

保険料	均等割	受益に応じて等しく賦課される応益分
	所得割	被保険者の負担能力に応じた応能分

2 現状

制度開始以降、広島県の1人当たり医療給付費は、年々増加傾向にある。

区分	被保険者数	対前年度 伸び率	医療給付費	対前年度 伸び率	1人当たり 医療給付費	対前年度 伸び率
平成20年度	323,967人		290,096,990,581円		895,452円	
平成21年度	332,081人	2.5%	307,172,423,459円	5.9%	924,992円	3.3%
平成22年度	341,423人	2.8%	324,905,116,195円	5.8%	951,620円	2.9%
平成23年度	350,047人	2.5%	336,596,548,801円	3.6%	961,575円	1.0%
平成24年度	358,560人	2.4%	345,829,747,856円	2.7%	964,496円	0.3%

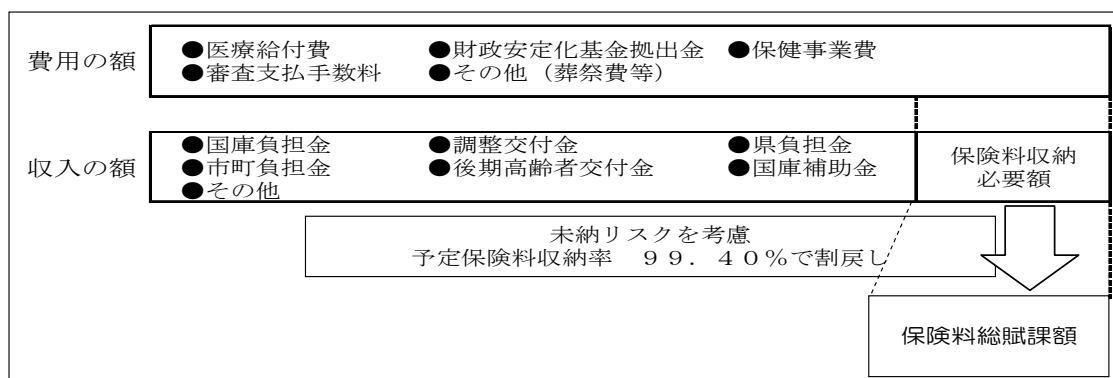
※ 平成20年度については、平成20年4月から平成21年2月までの11か月分のため、12か月分に換算し、小数点第1位を四捨五入して算出した。

※ 被保険者数は年度平均。

3 保険料率の算出方法

(1) 保険料賦課総額の算出

平成25年度までの実績に基づき、平成26・27年度における次の数値を推計し、保険料賦課総額を算出する。



(2) 保険料率の算出

保険料率は、保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、次のとおり算出する。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{保険料総賦課額}} \times 50\% \div \boxed{\text{被保険者数}} = \boxed{\text{均等割額}} \\
 \boxed{\text{保険料総賦課額}} \times 50\% \div \boxed{\text{被保険者の所得の総額}} = \boxed{\text{所得割率}}
 \end{array}
 \quad \left. \begin{array}{l} \\ \\ \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{保険料年額} \\ \text{賦課限度額 55万円} \end{array}$$

$$\boxed{\text{均等割総額}} : \boxed{\text{所得割総額}} = 1 : \text{所得係数 (広島県 1.0143)}$$

構成比

所得係数は、被保険者1人当たり所得額の全国平均を1としたときの広島県の数値。
 なお、今回の数値は平成24年度のもののなので、今後、平成25年度の数値に変更する。

4 新保険料率の試算

(1) 国が示す保険料率算定の基礎数値

平成25年8月、国から以下のとおり保険料率算定の基礎数値（全国ベース）が示された。この数値は、確定値ではないため、今後変更になるものである。

ア 被保険者数

	伸び率	被保険者数見込
平成26年度	2.6%	377,815人
平成27年度	3.2%	389,905人
(合 計)		767,720人

イ 1人当たり医療給付費

	伸び率	消費税の増税影響率
平成26年度	1.5%	1.2%
平成27年度	1.5%	—

ウ 後期高齢者負担率

世代間の負担の公平を維持するため、後期高齢者と現役世代の人口比率の変化に応じて、後期高齢者の負担割合を2年ごとに改定するものである。

10.73%（見込み） 【現行保険料率算定時 10.51%】

(2) 保険料の増加に対する対応

剰余金及び財政安定化基金の活用について、県と協議中である。

財政安定化基金

- 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置
- 給付費増や保険料未納による広域連合の財政不足に対し、交付又は貸付を行う。
- 保険料率の増加の抑制を図るために基金を充てることができる。

(3) 試算の状況

現時点での試算は、次のとおりとなった。

ア 保険料賦課総額の試算

(単位：円)

区分		平成24・25年度	平成26・27年度
		現行料率 算定時の数値	国が示す医療給付費 伸び率による算出額
費用 の 額 … ①	医療給付費	742,907,991,566	776,154,558,210
	財政安定化基金拠出金	668,617,192	341,508,006
	保健事業費（健康診査）	565,763,578	658,732,800
	審査支払手数料	1,617,485,000	1,470,870,000
	その他（葬祭費）	1,348,800,000	1,381,890,000
	合計	747,108,657,336	780,007,559,016
収入 の 額 … ②	国庫負担金	178,922,933,005	186,457,700,490
	調整交付金	68,221,102,000	71,034,197,160
	県負担金	61,185,215,048	63,901,184,931
	市町負担金	58,868,858,978	61,278,257,779
	後期高齢者交付金	311,615,207,782	325,203,627,439
	国庫補助金	84,426,000	94,888,000
	剰余金	580,000,000	【検討中】
	財政安定化基金	3,372,780,000	【検討中】
	合計	682,850,522,813	707,969,855,799
保険料収納必要額…③＝①－②		64,258,134,523	72,037,703,217
2ヵ年の被保険者数（人）		739,444	767,720
予定保険料収納率（％）…④		99.35	99.40
賦課総額（③÷④）		64,678,545,066	72,472,538,448

イ 保険料率の試算

区分		現行	国が示す医療給付 費伸び率による算 出額
保険料率	均等割額	43,735円	47,202円 (+3,467円)
	所得割率	8.35%	9.21% (+0.86ポイント)

5 今後の対応

今後、国からは、直近の医療費の実績及び年内に決定される予定の診療報酬改定等を踏まえた試算数値の見直しが行われ、逐次情報提供される予定である。

これに伴い、本広域連合は、逐次再計算を行い検討を進め、運営審議会への諮問、答申を経て、平成26年2月開催予定の広域連合議会で議決が得られるよう対応する。

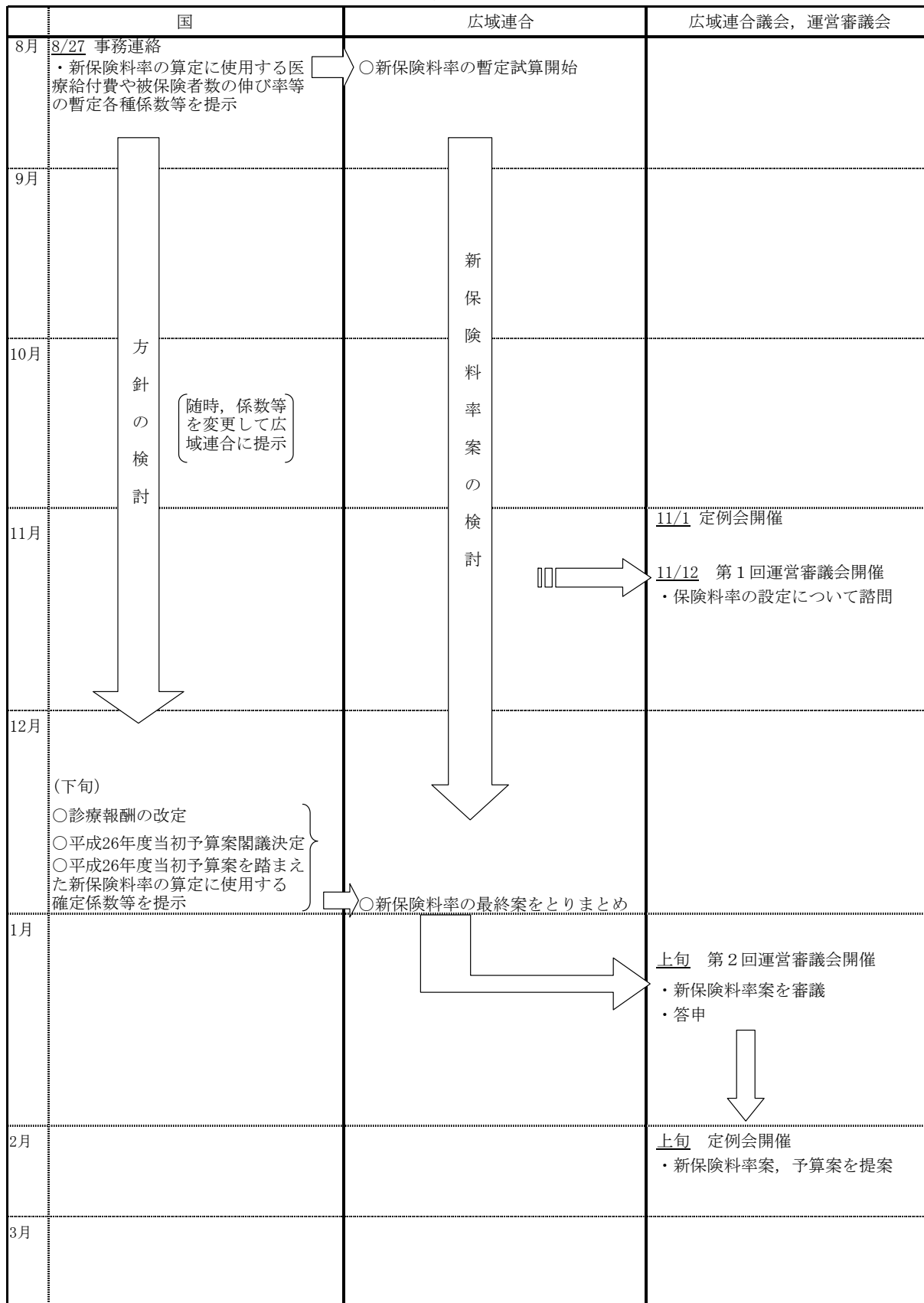
6 医療費の地域格差の特例（経過措置）について

この特例は、制度施行前3年間（平成15年度～17年度）の1人当たり老人医療給付費が、広域連合の平均に対し、20%以上低く乖離している市町村の保険料を軽減するための経過措置として、高齢者の医療の確保に関する法律の附則により、制度施行から平成25年度までの最長6年の範囲内で、低く設定することができたものである。

当広域連合では制度施行当初から、神石高原町（平成15年度～17年度の平均乖離率：20.25%）を対象としているが、6年を経過する平成25年度末をもって、経過措置の適用期間は終了する。

	H20・21		H22・23		H24・25	
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
神石高原町	36,372 円	6.42%	38,971 円	7.03%	42,262 円	8.07%
均一保険料	40,467 円	7.14%	41,791 円	7.53%	43,735 円	8.35%
減額率	△10.12% (20.25%×3/6)		△6.75% (20.25%×2/6)		△3.37% (20.25%×1/6)	

7 保険料率算定に係るスケジュール（案）



参 考

「基金又は剰余金を活用した場合」と「被保険者1人当たりの医療費の
伸び率が変化した場合」の1人当たりの保険料額の変化

【項目別1人当たりの年間保険料額】

項 目		基金・剰余金活用金額		
		活用なし	20億円	40億円
被 保 険 者 1 人 当 た り の 医 療 費 の 伸 び 率	2.0%	635 円 73,300 円 (均) 47,586円 (所) 9.29%	577 円 △ 2,100 円 71,200 円 (均) 46,276円 (所) 8.98%	589 円 △ 2,000 円 69,200 円 (均) 44,966円 (所) 8.68%
		国 の 示 す 伸 び 率 に よ る 試 算 結 果 72,665 円 (均) 47,202円 (所) 9.21%	△ 2,042 円 70,623 円 (均) 45,892円 (所) 8.90%	△ 2,012 円 68,611 円 (均) 44,582円 (所) 8.60%
	1.5%	△ 665 円 72,000 円 (均) 46,818円 (所) 9.12%	△ 623 円 △ 2,000 円 70,000 円 (均) 45,508円 (所) 8.82%	△ 611 円 △ 2,000 円 68,000 円 (均) 44,197円 (所) 8.52%
	1.0%			

凡例

1.5%活用との比	
左列額との比	年間保険料額/人
(均)	均等割額
(所)	所得割額

平成 24 年度

広島県後期高齢者医療の状況

広島県後期高齢者医療広域連合

《 平成 25 年 8 月 》

～ 目 次 ～

1	被保険者数の状況	1
2	医療費の状況	3
2-1	療養給付費の状況	4
2-1-1	診療費の状況	5
2-2	療養費の状況	8
3	保険者負担額の状況	9
4	保健事業の実施状況	11
5	医療費適正化対策の状況	11
6	葬祭費の支給状況	11
7	保険料の状況	12

1 被保険者数の状況

平成 24 年度における後期高齢者医療制度の平均被保険者数は 358,560 人で、人口が減少傾向を続ける中で、平成 23 年度より約 8,500 人増加している。

被保険者数の推移

	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
被保険者数 (年度平均)	319,946人	323,967人	332,081人	341,423人	350,047人	358,560人
障害認定	65歳からH19.9.30現在 74歳まで 15,377人	65歳から74歳まで (次年度以降も同様) 12,727人	12,423人	12,040人	11,505人	11,431人
年齢到達	H19.9.30現在75歳以上 304,569人	75歳以上 (次年度以降も同様) 311,240人	319,658人	329,383人	338,542人	347,129人
現役並み所得者	28,414人	26,698人	25,396人	24,691人	24,503人	24,626人
一般	291,532人	297,269人	306,685人	316,732人	325,544人	333,934人

※ 平成19年度の「被保険者数」は、厚生労働省保健局発行の各年度「老人医療事業年報」による。

【参考】広島県内高齢者人口の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人 口	2,873千人	2,869千人	2,863千人	2,861千人	2,855千人	2,848千人
高齢者数 (65歳～)	643千人	660千人	677千人	677千人	693千人	719千人
前期高齢者数 (65～74歳)	330千人	336千人	343千人	341千人	342千人	358千人
後期高齢者数 (75歳～)	313千人	324千人	334千人	336千人	351千人	361千人
高齢化率 (65歳～)	22.4%	23.0%	23.6%	23.7%	24.3%	25.2%
前期高齢化率 (65～74歳)	11.5%	11.7%	12.0%	11.9%	12.0%	12.6%
後期高齢化率 (75歳～)	10.9%	11.3%	11.7%	11.7%	12.3%	12.7%

※ 「人口」「高齢者数」は、平成22年度は国勢調査、他の年度は総務省発表の推計人口により、各年度10月1日現在の広島県人口である。

※ 「高齢化率」は、小数点第2位を四捨五入して算出した。

平成24年度における月別の推移においても、ほぼ増加傾向が続いている。

月	被保険者数				
		65～74歳	75歳～	現役並み所得者	一般
3月	355,024人	11,388人	343,636人	24,888人	330,136人
4月	355,638人	11,358人	344,280人	25,031人	330,607人
5月	356,031人	11,358人	344,673人	25,119人	330,912人
6月	356,389人	11,399人	344,990人	25,185人	331,204人
7月	357,024人	11,395人	345,629人	25,264人	331,760人
8月	357,940人	11,442人	346,498人	24,035人	333,905人
9月	358,857人	11,478人	347,379人	24,071人	334,786人
10月	359,715人	11,465人	348,250人	24,198人	335,517人
11月	360,537人	11,505人	349,032人	24,274人	336,263人
12月	360,278人	11,510人	348,768人	24,302人	335,976人
1月	362,148人	11,457人	350,691人	24,462人	337,686人
2月	363,137人	11,416人	351,721人	24,673人	338,464人
年度平均	358,560人	11,431人	347,129人	24,626人	333,934人

※「年度平均」は、小数点第1位を四捨五入して算出した。

市町別の状況は、次表のとおりとなっている。

市町	H24年度被保険者数					H23年度 被保険者数
		構成比	対前年度比	65～74歳	75歳～	
広島市	110,779人	30.9%	3.8%	1,446人	109,333人	106,772人
呉市	38,329人	10.7%	1.7%	1,567人	36,762人	37,670人
竹原市	5,336人	1.5%	1.3%	241人	5,095人	5,266人
三原市	16,484人	4.6%	2.0%	668人	15,816人	16,157人
尾道市	25,306人	7.1%	1.3%	938人	24,368人	24,978人
福山市	55,035人	15.3%	3.2%	2,436人	52,599人	53,331人
府中市	7,666人	2.1%	0.9%	320人	7,346人	7,600人
三次市	11,138人	3.1%	-0.4%	366人	10,772人	11,181人
庄原市	9,942人	2.8%	0.2%	314人	9,628人	9,923人
大竹市	4,517人	1.3%	2.2%	161人	4,356人	4,418人
東広島市	18,498人	5.2%	2.2%	919人	17,579人	18,096人
廿日市市	14,355人	4.0%	3.1%	478人	13,877人	13,918人
安芸高田市	6,680人	1.9%	-0.9%	282人	6,398人	6,742人
江田島市	5,728人	1.6%	0.2%	208人	5,520人	5,717人
府中町	5,010人	1.4%	4.1%	208人	4,802人	4,813人
海田町	2,642人	0.7%	4.2%	135人	2,507人	2,535人
熊野町	3,017人	0.8%	6.2%	186人	2,831人	2,841人
坂町	1,845人	0.5%	0.5%	77人	1,768人	1,836人
安芸太田町	2,196人	0.6%	-0.3%	68人	2,128人	2,202人
北広島町	4,420人	1.2%	-0.2%	136人	4,284人	4,429人
大崎上島町	2,294人	0.6%	0.2%	83人	2,211人	2,290人
世羅町	4,135人	1.2%	0.8%	117人	4,018人	4,104人
神石高原町	3,208人	0.9%	-0.6%	77人	3,131人	3,228人
計	358,560人	100.0%	2.4%	11,431人	347,129人	350,047人

※ 被保険者数は、年度平均。

※「市町別被保険者数」は小数点第1位を、「構成比」「対前年度比」は小数点第2位を四捨五入して算出した。

2 医療費の状況

平成 24 年度の医療費総額は、約 3,784 億円となった。平成 23 年度より総額で約 93 億円増加し、一人当たり医療費においても約 1 千円の増加となった。

医療費総額の推移

	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医療費総額	10,145,228件	9,190,129件	10,466,740件	10,671,806件	11,075,856件	11,466,344件
	320,205,055千円	293,631,014,894円	338,192,758,669円	356,604,998,912円	369,143,199,478円	378,449,071,497円
月平均	845,436件	835,466件	872,228件	889,317件	922,988件	955,529件
	26,683,755千円	26,693,728,627円	28,182,729,889円	29,717,083,243円	30,761,933,290円	31,537,422,625円
1人当たり医療費	31.7件	28.4件	31.5件	31.3件	31.6件	32.0件
	1,000,810円	906,360円	1,018,404円	1,044,467円	1,054,553円	1,055,469円
月平均	2.6件	2.6件	2.6件	2.6件	2.6件	2.7件
	83,401円	82,396円	84,867円	87,039円	87,879円	87,956円

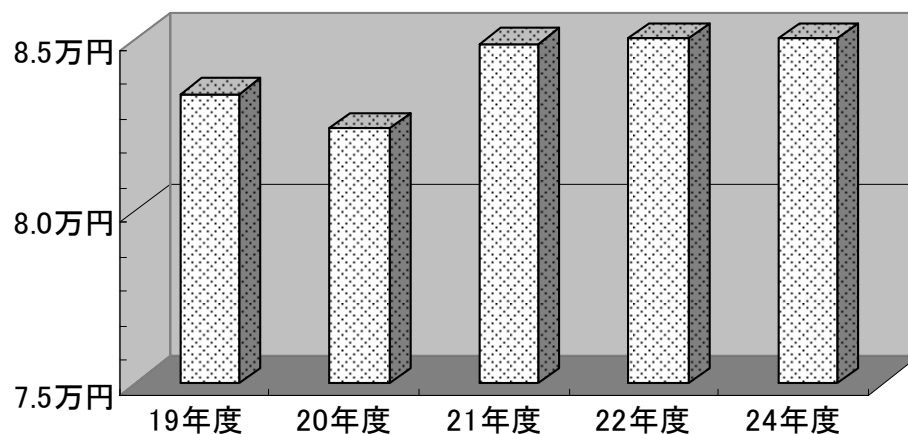
※ 「医療費総額」は、「療養給付費」と「療養費」・「食事療養・生活療養」・「移送費」の合計額である。

※ 平成19年度の「医療費総額」は、厚生労働省保健局発行の各年度「老人医療事業年報」による。

※ 「月平均」は、平成20年度は11か月で、平成20年度以外の年度は12か月で除して、小数点第1位を四捨五入して算出した。
(ただし、平成19年度の医療費総額は、百円単位を四捨五入している。)

※ 「1人当たり医療費」は、医療費総額の件数・金額を各年度平均被保険者数で除して、件数は小数点第2位を、金額は小数点第1位を四捨五入して算出した。

1人当たり医療費の推移《月平均》



2-1 療養給付費の状況

医療費の内療養給付費は次表のとおり推移している。

年度計	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
療養給付費	9,743,160件	9,078,423件	10,308,595件	10,496,265件	10,878,950件	11,249,918件
	23,300,050日	20,833,789日	22,997,887日	23,264,111日	23,378,526日	23,255,582日
	318,344,883千円	292,049,629,581円	335,959,109,054円	354,131,548,338円	366,361,250,605円	375,375,545,767円
診療費	6,520,865件	6,021,091件	6,804,331件	6,815,874件	7,024,685件	7,226,553件
	23,225,387日	20,761,758日	22,911,561日	23,164,737日	23,276,729日	23,146,624日
	260,563,195千円	237,795,488,087円	272,116,335,800円	287,390,126,266円	294,780,914,770円	302,526,906,636円
調剤	3,212,974件	3,048,255件	3,493,725件	3,668,559件	3,841,936件	4,010,167件
	5,760,273回	5,278,663回	5,883,961回	6,087,012回	6,262,456回	6,380,464回
	45,576,044千円	43,220,841,030円	51,410,137,778円	53,846,048,225円	58,734,482,964円	59,919,948,581円
食事療養 ・ 生活療養	313,398件	283,395件	318,705件	327,872件	328,020件	331,708件
	16,673,740回	14,875,392回	16,635,491回	17,053,698回	16,929,308回	16,797,596回
	11,492,727千円	10,297,525,464円	11,532,190,026円	11,839,134,172円	11,757,540,546円	11,684,480,705円
訪問看護	9,321件	9,077件	10,539件	11,832件	12,329件	13,198件
	74,663日	72,031日	86,326日	99,374日	101,797日	108,958日
	712,917千円	735,775,000円	900,445,450円	1,056,239,675円	1,088,312,325円	1,244,209,845円

※ 平成19年度の「療養給付費」は、厚生労働省保健局発行の各年度「老人医療事業年報」による。

※ 「療養給付費」の件数には「食事療養・生活療養」を含まず、日数には「調剤」・「食事療養・生活療養」を含まない。

月平均に換算すると、前年度に比して増加傾向が進んでいることが分かる。

月平均	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
療養給付費	811,930件	825,311件	859,050件	874,689件	906,579件	937,493件
	1,941,671日	1,893,981日	1,916,491日	1,938,676日	1,948,211日	1,937,965日
	26,528,740千円	26,549,966,326円	27,996,592,421円	29,510,962,362円	30,530,104,217円	31,281,295,481円
診療費	543,405件	547,372件	567,028件	567,990件	585,390件	602,213件
	1,935,449日	1,887,433日	1,909,297日	1,930,395日	1,939,727日	1,928,885日
	21,713,600千円	21,617,771,644円	22,676,361,317円	23,949,177,189円	24,565,076,231円	25,210,575,553円
調剤	267,748件	277,114件	291,144件	305,713件	320,161件	334,181件
	480,023回	479,878回	490,330回	507,251回	521,871回	531,705回
	3,798,004千円	3,929,167,366円	4,284,178,148円	4,487,170,685円	4,894,540,247円	4,993,329,048円
食事療養 ・ 生活療養	26,117件	25,763件	26,559件	27,323件	27,335件	27,642件
	1,389,478回	1,352,308回	1,386,291回	1,421,142回	1,410,776回	1,399,800回
	957,727千円	936,138,679円	961,015,836円	986,594,514円	979,795,046円	973,706,725円
訪問看護	777件	825件	878件	986件	1,027件	1,100件
	6,222日	6,548日	7,194日	8,281日	8,483日	9,080日
	59,410千円	66,888,636円	75,037,121円	88,019,973円	90,692,694円	103,684,154円

※ 「月平均」は、平成20年度は11か月で、20年度以外の年度は12か月で除して、小数点第1位を四捨五入して算出した。
(ただし、平成19年度の金額は、百円単位を四捨五入している。)

2-1-1 診療費の状況

診療費の内訳を見ると、次表のとおりとなる。

年度計	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
診療費	6,520,865件	6,021,091件	6,804,331件	6,815,874件	7,024,685件	7,226,553件
	23,225,387日	20,761,758日	22,911,561日	23,164,737日	23,276,729日	23,146,624日
	260,563,195千円	237,795,488,087円	272,116,335,800円	287,390,126,266円	294,780,914,770円	302,526,906,636円
入院	329,821件	298,006件	334,306件	344,149件	343,805件	346,054件
	6,378,518日	5,706,746日	6,365,425日	6,546,534日	6,531,697日	6,493,206日
	143,267,466千円	132,422,071,041円	152,564,639,268円	163,768,154,052円	167,198,714,862円	172,058,823,597円
入院外	5,611,383件	5,174,700件	5,825,677件	5,787,165件	5,941,315件	6,093,659件
	15,421,376日	13,737,088日	15,029,896日	15,031,687日	15,065,611日	14,913,778日
	106,353,986千円	95,029,748,226円	107,723,185,060円	111,165,010,239円	114,363,766,744円	116,592,007,488円
歯科	579,661件	548,385件	644,348件	684,560件	739,565件	786,840件
	1,425,493日	1,317,924日	1,516,240日	1,586,516日	1,679,421日	1,739,640日
	10,941,743千円	10,343,668,820円	11,828,511,472円	12,456,961,975円	13,218,433,164円	13,876,075,551円

※ 平成19年度の「診療費」は、厚生労働省保健局発行の各年度「老人医療事業年報」による。

月平均に換算すると、平成24年度も増加傾向であることが分かる。

月平均	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
診療費	543,405件	547,372件	567,028件	567,990件	585,390件	602,213件
	1,935,449日	1,887,433日	1,909,297日	1,930,395日	1,939,727日	1,928,885日
	21,713,600千円	21,617,771,644円	22,676,361,317円	23,949,177,189円	24,565,076,231円	25,210,575,553円
入院	27,485件	27,091件	27,859件	28,679件	28,650件	28,838件
	531,543日	518,795日	530,452日	545,545日	544,308日	541,101日
	11,938,956千円	12,038,370,095円	12,713,719,939円	13,647,346,171円	13,933,226,239円	14,338,235,300円
入院外	467,615件	470,427件	485,473件	482,264件	495,110件	507,805件
	1,285,115日	1,248,826日	1,252,491日	1,252,641日	1,255,468日	1,242,815日
	8,862,832千円	8,639,068,021円	8,976,932,088円	9,263,750,853円	9,530,313,895円	9,716,000,624円
歯科	48,305件	49,853件	53,696件	57,047件	61,630件	65,570件
	118,791日	119,811日	126,353日	132,210日	139,952日	144,970日
	911,812千円	940,333,529円	985,709,289円	1,038,080,165円	1,101,536,097円	1,156,339,629円

※ 「月平均」は、平成20年度は11か月で、20年度以外の年度は12か月で除して、小数点第1位を四捨五入して算出した。
(ただし、平成19年度の金額は、百円単位を四捨五入している。)

診療費に係る指標を見ると、受診率（100 人当たり診療件数）は減少し、その他の指標が増加していることから診療の長期化・高額化の傾向にある。

年度計	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1人当たり診療費	814,397円/人	734,011円/人	819,428円/人	841,742円/人	842,118円/人	843,727円/人
入院	447,786円/人	408,751円/人	459,420円/人	479,664円/人	477,646円/人	479,861円/人
入院外	332,412円/人	293,331円/人	324,388円/人	325,593円/人	326,710円/人	325,167円/人
歯科	34,199円/人	31,928円/人	35,619円/人	36,485円/人	37,762円/人	38,699円/人
受診率 （100人当たり件数）	2,038.11%	1,858.55%	2,049.0%	1,996.31%	2,006.78%	2,015.44%
入院	103.09%	91.99%	100.67%	100.80%	98.22%	96.51%
入院外	1,753.85%	1,597.29%	1,754.29%	1,695.01%	1,697.29%	1,699.48%
歯科	181.17%	169.27%	194.03%	200.50%	211.28%	219.44%
1件当たり日数	3.56日/件	3.45日/件	3.37日/件	3.40日/件	3.31日/件	3.20日/件
入院	19.34日/件	19.15日/件	19.04日/件	19.02日/件	19.0日/件	18.76日/件
入院外	2.75日/件	2.65日/件	2.58日/件	2.60日/件	2.54日/件	2.45日/件
歯科	2.46日/件	2.40日/件	2.35日/件	2.32日/件	2.27日/件	2.21日/件
1日当たり診療費	11,219円/日	11,454円/日	11,877円/日	12,406円/日	12,664円/日	13,070円/日
入院	22,461円/日	23,204円/日	23,968円/日	25,016円/日	25,598円/日	26,498円/日
入院外	6,897円/日	6,918円/日	7,167円/日	7,395円/日	7,591円/日	7,818円/日
歯科	7,676円/日	7,848円/日	7,801円/日	7,852円/日	7,871円/日	7,976円/日

※ 「1人当たり診療費」は、各年度における診療費を平均被保険者数で除し、小数点第1位を四捨五入して算出した。

※ 「受診率」は、各年度における診療件数を平均被保険者数で除し、100倍して、小数点第3位を四捨五入して算出した。

※ 「1件当たり日数」は、各年度における診療日数を診療件数で除し、小数点第3位を四捨五入して算出した。

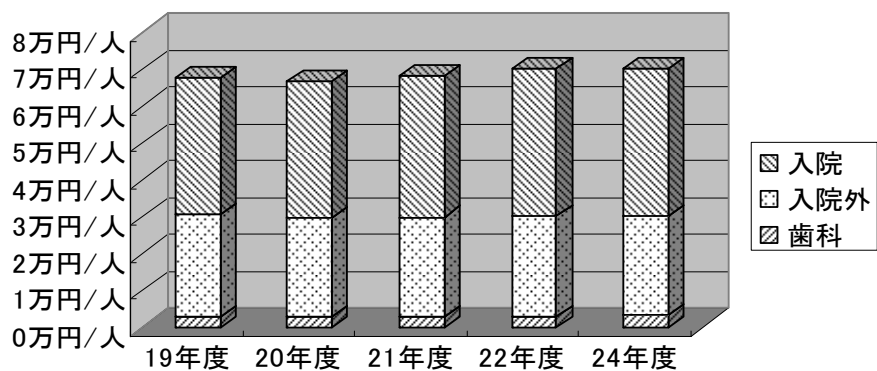
※ 「1日当たり診療費」は、各年度における診療費を診療日数で除し、小数点第1位を四捨五入して算出した。

この内1人当たり診療費と受診率（100人当たり診療件数）を月平均に換算すると、高額化の傾向が分かる。

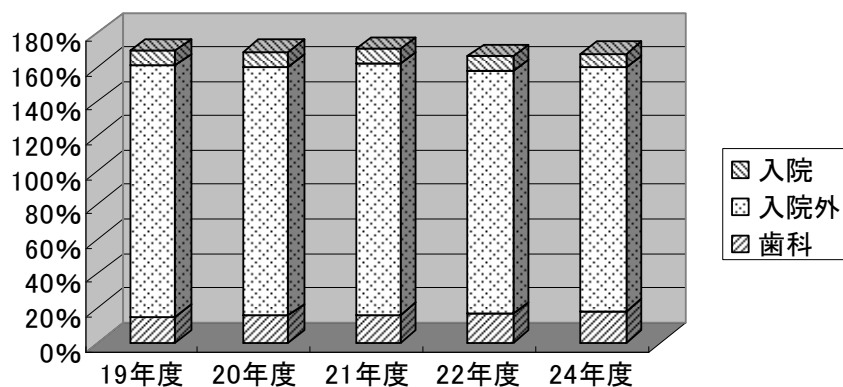
月平均	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1人当たり診療費	67,867円/人	66,728円/人	68,286円/人	70,145円/人	70,177円/人	70,311円/人
入院	37,316円/人	37,159円/人	38,285円/人	39,972円/人	39,804円/人	39,988円/人
入院外	27,701円/人	26,666円/人	27,032円/人	27,133円/人	27,226円/人	27,097円/人
歯科	2,850円/人	2,903円/人	2,968円/人	3,040円/人	3,147円/人	3,225円/人
受診率 （100人当たり件数）	169.84%	168.96%	170.75%	166.36%	167.23%	167.95%
入院	8.59%	8.36%	8.39%	8.40%	8.18%	8.04%
入院外	146.15%	145.21%	146.19%	141.25%	141.44%	141.62%
歯科	15.10%	15.39%	16.17%	16.71%	17.61%	18.29%

※ 「月平均」は、平成20年度は11月で、20年度以外の年度は12月で除して、「1人当たり診療費」は小数点第1位を四捨五入し、「受診率」は小数点第3位を四捨五入して算出した。

1人当たり診療費の推移《月平均》



受診率の推移《月平均》



2-2 療養費の状況

療養費の支給の状況は次表のとおり推移している。

年度計	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
療養費の支給	128,869件	111,443件	157,746件	175,205件	196,533件	216,426件
	1,863,730千円	1,581,385,313円	2,233,649,615円	2,473,357,824円	2,781,948,873円	3,073,525,730円
一般診療	89件	82件	86件	122件	122件	152件
	2,923千円	1,615,047円	2,322,154円	2,462,390円	2,060,423円	4,755,821円
補装具	10,007件	8,104件	11,534件	11,964件	12,031件	12,393件
	309,818千円	248,351,814円	357,643,469円	385,771,262円	397,000,156円	407,483,072円
柔道整復師 の施術	88,962件	79,950件	110,833件	119,988件	130,404件	138,262件
	999,262千円	884,763,274円	1,185,059,920円	1,238,420,241円	1,285,096,932円	1,305,672,063円
あんま・ マッサージ	9,057件	6,714件	10,475件	13,524件	17,206件	21,623件
	239,335千円	184,147,981円	287,245,583円	356,435,646円	463,068,474円	587,296,523円
はり・灸	20,753件	16,073件	24,406件	28,521件	35,164件	42,179件
	312,391千円	262,507,197円	386,674,555円	458,037,587円	585,460,666円	709,045,308円

※ 平成19年度の「療養費の支給」は、厚生労働省保健局発行の各年度「老人医療事業年報」による。

※ 「その他」を省略しているため、合計が一致しない場合がある。

月平均に換算すると、平成24年度も増加傾向であることが分かる。

月平均	老人医療制度	後期高齢者医療制度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
療養費の支給	10,739件	11,144件	13,146件	14,600件	16,378件	18,036件
	155,311千円	158,138,531円	186,137,468円	206,113,152円	231,829,073円	256,127,144円
一般診療	7件	8件	7件	10件	10件	13件
	244千円	161,505千円	193,513円	205,199円	171,702円	396,318円
補装具	834件	810件	961件	997件	1,003件	1,033件
	25,818千円	24,835,181円	29,803,622円	32,147,605円	33,083,346円	33,956,923円
柔道整復師 の施術	7,414件	7,995件	9,236件	9,999件	10,867件	11,522件
	83,272千円	88,476,327円	98,754,993円	103,201,687円	107,091,411円	108,806,005円
あんま・ マッサージ	755件	671件	873件	1,127件	1,434件	1,802件
	19,945千円	18,414,798円	23,937,132円	29,702,971円	38,589,040円	48,941,377円
はり・灸	1,729件	1,607件	2,034件	2,377件	2,930件	3,515件
	26,033千円	26,250,720円	32,222,880円	38,169,799円	48,788,389円	59,087,109円

※ 「月平均」は、平成20年度は10か月で、平成20年度以外の年度は12か月で除して、小数点第1位を四捨五入して算出した。
(ただし、平成19年度のコストは、百円単位を四捨五入している。)

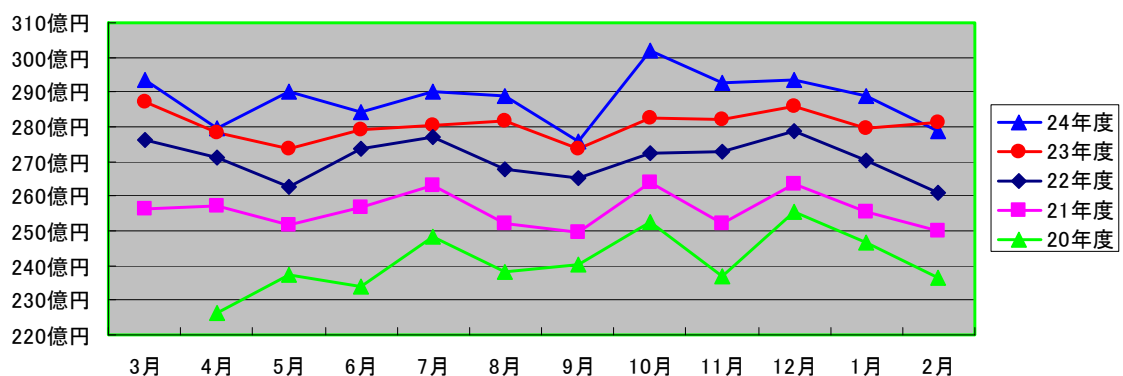
3 保険者負担額の状況

平成24年度における広島県後期高齢者医療広域連合が負担した医療費（保険者負担額）は次表のとおりとなる。

	件数	保険者負担額
療養給付費	11,249,918件	330,169,623,538円
診療費	7,226,553件	268,400,156,205円
入院	346,054件	152,869,555,321円
入院外	6,093,659件	103,256,839,628円
歯科	786,840件	12,273,761,256円
調剤	4,010,167件	53,107,416,640円
食事療養・生活療養	331,708件	7,558,151,802円
医科	331,252件	7,552,079,160円
歯科	456件	6,072,642円
訪問看護	13,198件	1,103,898,891円
療養費等	216,768件	2,669,991,658円
食事療養・生活療養	342件	1,602,010円
療養費の支給	216,426件	2,668,389,648円
一般診療	152件	4,246,878円
補装具	12,393件	361,445,905円
柔道整復師の施術	138,262件	1,150,500,621円
あんま・マッサージ	21,623件	520,160,717円
はり・灸	42,179件	625,116,717円
その他	1,817件	6,918,810円
移送費	0件	0円
高額療養費	646,303件	12,812,512,469円
高額介護合算療養費	12,721件	177,620,191円
合 計	12,125,710件	345,829,747,856円

※ 第三者納付金と返納金があるため、決算額とは一致しない。

保険者負担額の月別推移では、多くの月で平成23年度を上回っている。



平成２４年度保険者負担額を市町別に見ると、次のとおりとなっている。

市町	療養給付費	療養費等	高額療養費	高額介護合算療養費	保険者負担額計
広島市	108,182,731,487円	1,322,080,687円	4,357,095,884円	46,149,047円	113,908,057,105円
呉市	35,921,310,723円	229,928,106円	1,443,816,719円	21,535,998円	37,616,591,546円
竹原市	5,038,898,195円	17,836,770円	171,849,880円	2,310,041円	5,230,894,886円
三原市	15,578,479,074円	57,989,454円	578,730,748円	11,054,373円	16,226,253,649円
尾道市	22,432,430,213円	114,772,672円	834,497,194円	15,636,807円	23,397,336,886円
福山市	47,716,794,520円	406,587,825円	1,988,628,590円	34,527,759円	50,146,538,694円
府中市	6,007,390,902円	26,542,605円	226,629,245円	4,349,714円	6,264,912,466円
三次市	10,095,829,771円	36,825,042円	353,282,360円	6,092,915円	10,492,030,088円
庄原市	8,423,467,411円	33,288,915円	280,710,237円	3,490,067円	8,740,956,630円
大竹市	4,278,906,033円	14,217,248円	158,821,836円	1,134,019円	4,453,079,136円
東広島市	16,793,707,465円	123,190,111円	600,613,031円	9,699,807円	17,527,210,414円
廿日市市	13,602,812,677円	85,552,524円	541,296,690円	5,103,033円	14,234,764,924円
安芸高田市	5,279,714,556円	16,874,406円	168,400,783円	1,880,182円	5,466,869,927円
江田島市	5,610,049,110円	32,582,481円	209,119,222円	2,432,818円	5,854,183,631円
府中町	5,185,260,583円	52,195,098円	223,076,413円	3,044,945円	5,463,577,039円
海田町	2,541,830,723円	25,292,650円	102,163,969円	1,400,985円	2,670,688,327円
熊野町	2,630,373,618円	14,782,055円	103,988,338円	1,016,037円	2,750,160,048円
坂町	1,871,986,608円	17,824,411円	62,824,462円	557,754円	1,953,193,235円
安芸太田町	2,089,280,427円	6,995,816円	63,396,161円	934,947円	2,160,607,351円
北広島町	3,707,486,661円	7,951,863円	117,029,815円	1,698,571円	3,834,166,910円
大崎上島町	1,938,162,068円	8,261,024円	57,857,312円	1,203,709円	2,005,484,113円
世羅町	3,044,092,658円	11,795,974円	97,365,320円	1,446,263円	3,154,700,215円
神石高原町	2,198,628,055円	6,623,921円	71,318,260円	920,400円	2,277,490,636円
計	330,169,623,538円	2,669,991,658円	12,812,512,469円	177,620,191円	345,829,747,856円

4 保健事業の実施状況

被保険者の健康の保持に寄与するため、保健事業として健康診査を実施し、次のとおり延べ23,019人が受診した。

年 度	個別健診	集団検診	合 計	被保険者数	受診対象外	受診率
平成24年度	9,098人	13,921人	23,019人	355,363人	66,494人	7.97%
平成23年度	8,465人	13,151人	21,616人	349,655人	65,935人	7.62%
平成22年度	8,205人	12,763人	20,968人	338,169人	65,623人	7.69%
平成21年度	7,269人	12,340人	19,609人	329,610人	51,387人	7.05%
平成20年度	6,476人	11,669人	18,145人	320,609人	—	5.66%

※被保険者数は、各年度の4月1日時点の被保険者数

受診対象外者は、長期入院等の受診が困難な被保険者

5 医療費適正化対策の状況

後発薬品を利用した場合の先発医薬品との薬剤料の差額を通知し、後発医薬品の利用を促進することにより、医療保険財政の改善と被保険者の自己負担の軽減を図った。

通知時期	通知者数	後発医薬品への 切替者数	切替効果
平成24年7月	36,097人	14,672人	23,120,079円/月

6 葬祭費の支給状況

被保険者が亡くなられた場合に、次のとおり葬祭を行った人21,216人に対して葬祭費を支給した。

年 度	人 数	金 額	総給付額
平成24年度	21,216件	30,000円	636,480,000円
平成23年度	20,570件	30,000円	617,100,000円
平成22年度	19,895件	30,000円	596,850,000円
平成21年度	19,040件	30,000円	571,200,000円
平成20年度	16,015件	30,000円	480,450,000円

7 保険料の状況

平成 24 年度における被保険者平均保険料額は平成 23 年度を上回り、収納率についても平成 23 年度を上回っている。

	保険料率		1人当たり 平均保険料	収納率	
	均等割額	所得割率		普通徴収のみ	全体 { 普通徴収 特別徴収
平成24年度	43,735円	8.35%	66,871円	98.50%	99.40%
平成23年度	41,791円	7.53%	61,323円	98.34%	99.37%
平成22年度	41,791円	7.53%	61,446円	98.24%	99.35%
平成21年度	40,467円	7.14%	60,008円	98.27%	99.33%
平成20年度	40,467円	7.14%	64,001円	97.68%	99.17%

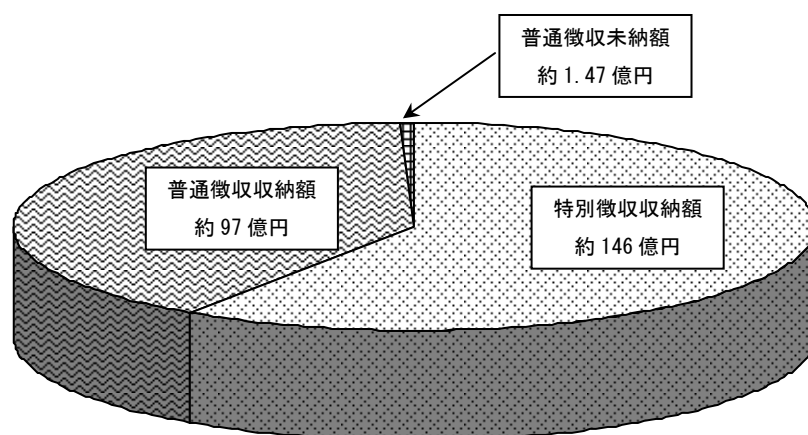
※ 1人当たり平均保険料は、確定賦課時の軽減後保険料額合計と被保険者数により算定。

※ 収納率は小数点第3位以下切り捨てにより算定。

平成 24 年度保険料を金額ベースで見ると 243 億円余りの保険料収入があり、未納額の割合は1 %を下回っている。

	特別徴収	普通徴収	合 計
調定額	14,646,870,821円	9,799,121,462円	24,445,992,283円
収納額	14,646,870,821円	9,652,521,573円	24,299,392,394円
収納率	100.0%	98.50%	99.40%

※ 収納率は小数点第3位以下切り捨てにより算定。



社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子による社会保障制度改革の工程表（平成29年度まで）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
少子化対策		・子ども・子育て支援法に基づく保育緊急確保事業、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業（含：待機児童解消加速化プラン） ・社会的養護の充実 ※次世代育成支援対策推進法（26年度末までの時限立法）の延長を検討				
医療制度	医療サービス等の提供体制	現行医療計画（～29年度） 必要な措置を29年度までを目途に順次講ずる ▲ 一環として法律案の26年通常国会への提出を目指す 【検討事項】 ①病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅介護の推進 ・病床機能に関する情報を都道府県に報告する制度の創設 ・地域医療ビジョンの策定及びこれを実現するために必要な措置（必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化等） ②新たな財政支援の制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方 ・医療法人間の合併、権利の移転に関する制度等の見直し ③地域における医師、看護職員等の確保及び勤務環境の改善等に係る施策 ④医療職種の業務範囲及び業務の実施体制の見直し など				* 30年度～次期医療計画
	医療保険	必要な措置を26年度から29年度までを目途に順次講ずる ▲ 法改正が必要な措置について法律案の27年通常国会への提出を目指す * 支援金等の現行の特例措置が26年度末で終了 【検討事項】 ①医療保険制度の財政基盤の安定化 ・国保の財政支援の拡充 ・国保の保険者、運営等の在り方に関し、上記の国保の財政支援の拡充により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置 ・平成25年健保法等改正法附則2条に規定する所要の措置（協会けんぽの国庫補助率や高齢者の医療の費用負担の在り方） ※上記措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方等について、必要に応じ検討 ②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保 ・国保・後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置 ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 ・所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直し ・国保の保険料の賦課限度額・被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ ③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等 ・低所得者の負担に配慮しつつ行う、70-74歳の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費の見直し ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し など				
	難病対策・小児慢性特定疾患対策	必要な措置を26年度を目途に講ずる ▲ 法律案の26年通常国会への提出を目指す 【検討事項】 ・難病対策に係る都道府県の超過負担の解消 ・公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立				
介護保険制度		第5期介護保険事業計画（～26年度） ▲ 法律案の26年通常国会への提出を目指す 【検討事項】 ①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し ・在宅医療・在宅介護の連携の強化 ・高齢者の生活支援・介護予防に関する基盤整備 ・認知症に係る施策 ②地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し ※後期高齢者支援金の全面総報酬割に係る検討状況等を踏まえ、介護納付金の総報酬割について検討し、必要な措置を講ずる	第6期介護保険事業計画（～29年度） 必要な措置を27年度を目途に講ずる ③一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し ④いわゆる補足給付の支給の要件に資産を勘案する等の見直し ⑤特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し ⑥低所得の第一号被保険者の介護保険料の負担軽減 ⑦介護報酬に係る適切な対応の在り方 など			
公的年金制度		・基礎年金の国庫負担割合の2分の1への恒久的な引上げ ・遺族基礎年金の支給対象の拡大 ・年金生活者支援給付金の支給 ・老齢基礎年金の受給資格期間の短縮 【検討事項】 ①マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方 ②短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用範囲の拡大 ③高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方 ④高所得者の年金給付の在り方・公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し ⑤①～④のほか、必要に応じ行う見直し				

※ 本工程表は、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」（平成25年8月21日閣議決定）に盛り込まれた講ずべき社会保障制度改革の措置等のうち、講ずる時期等が明示されている措置や検討事項の内容について記載したものである。

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例

平成19年7月19日

条例第25号

(目的)

第1条 広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関する重要事項を調査、審議するため、広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、広域連合長の諮問に応じ、広域連合の運営に関する重要事項を調査、審議するものとする。

2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、広域連合長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 医療機関等関係者

(3) 医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、必要に応じ、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、広域連合事務局総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

広島県後期高齢者医療広域連合の附属機関等の会議の公開に関する
規則

平成19年7月31日

規則第19号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものとして広域連合長が別に定めるもの（以下「附属機関等」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする。

(1) 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年広島県後期高齢者医療広域連合条例第20号）第12条に規定する事項を議事とする会議

(2) 公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議

2 会議の公開は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 傍聴

(2) 会議要旨の閲覧

3 第1項ただし書の規定による会議を非公開とすることの決定は、当該附属機関等が行うものとする。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会議の会場の受付において氏名及び連絡先を備付けの書面に記入し、附属機関等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、傍聴の受付は、原則として会議の開催当日に行い、傍聴の許可は、附属機関等の長が別に定める傍聴者の定員の範囲内において行う。

(傍聴者の入場)

第4条 傍聴者は、職員の指示に従い傍聴席に入場するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 凶器その他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる物を携帯している者

- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、メガホン、拡声器、写真機、ビデオカメラ、録音機その他の物で会議の妨害となる等の理由により会場に持ち込むことが不相当と認められるものを携帯している者
- (3) はち巻、ヘルメット、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると附属機関等の長が認める者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、議事内容に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、会話その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行わないこと。
- (4) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 附属機関等の長及び職員の指示に反する行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(退場命令)

第6条 附属機関等の長は、傍聴者がこの規則の規定に違反したと認めるときは、違反行為の中止を命じることができる。

2 前項の規定によって違反行為の中止を命じられた者が、それに従わないときは、附属機関等の長は、その者を退場させることができる。

3 前項の規定によって退場を命じられた者は、当日の当該退場を命じられた会議を再び傍聴することはできない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月31日から施行する。